

榎山
かまくら
2月11日



かまくらに祭っている水神様に願い事をしました

寒さ吹っ飛ぶ!
冬まつり



寒さを吹き飛ばすくらい元気なお祭りが市内各地で行われました。



かまくら近くの山の斜面でそり遊び。おじいちゃんも一緒に楽しいね♪



雪の壁に屋根を掛けて作ったかまくらの前でもちつき

川反 2月6日・7日
冬の夜祭り



真冬でも上半身裸のファイヤーダンスに観客大興奮!

泉
の冬まつり
2月7日



泉小学校の子どもたちが元気いっぱい「鬼は外! 福は内!」



秋田万歳保存会が飲食店を祝福して回りました



夢中で穴掘り、ミニかまくら作り♪



雪を運んだのは裏方のお父さんたち。筋肉痛は大丈夫でした?

- ◆乳幼児
- ◆心身障害児(者)
- ◆ひとり親家庭などの児童

福祉医療費の申請を



問い合わせ

障害福祉課福祉医療担当
 ☎(866)2093 ファクス(863)6362
 ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/sc/>

対象者	該当要件
乳幼児	0歳～小学校就学前のお子さん (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 0・1歳児 全員に入院・通院の医療費を助成します 通院…所得制限があります(→右下の表1) 入院…全員に助成します 2歳以上 所得制限を超えたため受給者証がないお子さんが入院する際は、保険証と印鑑をお持ちのうえ、市役所に申請してください(窓口で所得を確認します)。 なお、平成20年1月1日現在、秋田市外に住んでいたかたは、前に住んでいた市区町村発行の「平成20年度所得証明書(19年中の所得)」が必要です ※1歳以上で、市民税所得割を課税されている世帯のかたは、自己負担分の半額を支払っていただきます ただし、1か所の医療機関(総合病院は診療科ごと)および調剤薬局で支払う額は、それぞれ原則として月額1,000円までです。
	下記の家庭の児童 ・ひとり親家庭 ・父母がいない家庭 ・父か母が重度の身体障害者手帳をお持ちの家庭
重度心身障害児(者)	身体障害者手帳1～3級または療育手帳Aをお持ちのかた ・社会保険本人(※)は所得制限があります
高齢身体障害者	65歳以上で、身体障害者手帳4～6級をお持ちのかた ・社会保険本人(※)は該当しません ・所得制限があります

※社会保険本人＝国民健康保険(秋田市国民健康保険、国民健康保険組合)、後期高齢者医療以外の健康保険に加入している被保険者。

上の表に該当するかたは、申請すると「福祉医療費受給者証」が交付されます。診療を受ける際、受給者証と健康保険証と一緒に医療機関に提示すると、保険診療の自己負担分が助成されます。

福祉医療費助成制度は、毎年8月1日から翌年7月31日までを1年度としています。平成20年度(平成20年8月1日～21年7月31日)の受給者証の交付のときは、平成20年度(19年中)の所得を確認します。

以前、所得制限を超えたため該当しなかったかたでも、修正申告などにより平成20年度(19年中)の所得の減少や、扶養人数の増加がある場合は、申請月から交付される場合があります。お問い合わせください。

●ひとり親家庭で乳幼児受給者証をお持ちのかたへ



ひとり親家庭のかたで乳幼児制度の受給者証(「対象区分及び負担者番号」の上2ケタが「74」)をお持ちのかたは、申請により「ひとり親家庭」の制度に切り替えできる場合があります。それぞれ所得の基準額が異なりますので、障害福祉課へお問い合わせください。

●健康保険が変わったかたは福祉医療の手続きも

加入している健康保険が変わったかたは、福祉医療の変更手続きをしないと福祉医療が適用されないことがあります。

新しい健康保険に加入後、下記の窓口で手続きをお願いします。

申請窓口 障害福祉課(市役所福祉棟1階) 土崎・新屋支所
 アルヴェ市民サービスセンター 河辺・雄和市民センター

乳幼児の所得制限は？



2歳以上の乳幼児が通院する場合の所得制限は下の「表1」のとおりです。

「平成20年度(19年中)の所得の総所得額から、社会保険料控除一律8万円などを控除した額」が「表1」の基準額以内であれば、制度に該当します。

総所得額は、市・県民税を納付する通知書(下記参照)でご確認ください。父母の所得は合算せず、それぞれの所得額で判断します。

サラリーマンで市・県民税を給料から控除されているかた

市・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額①」欄の額

上記以外のかたで、市・県民税を納税通知書で納付しているかた

市・県民税納税通知書の3枚目に綴られている明細書(所得・控除)の「総所得①+②」欄の額

表1 2歳以上の乳幼児の通院への助成の所得基準額

扶養人数	所得基準額
0人	267万2千円
1人	305万2千円
2人	343万2千円
3人	381万2千円

*扶養人数が1人増すごとに、所得基準額に38万円が加算されます。

乳幼児以外の所得基準額は、障害福祉課へお問い合わせください。